

建設工事に配置された技術者を変更した場合における 技術者の施工経験（実績）の判断基準について

建設工事に配置された技術者を変更した場合に、その一部期間のみに従事していた工事を、施工経験（実績）としてどのように判断するか^の基準については、次のとおりとします。

《判断基準》

監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む）、主任技術者又は現場代理人を変更した工事を、その後の競争入札に参加するに当たり、技術者の施工経験（実績）の工事とすることの可否の判断基準は、次のとおりとする。

技術者の施工経験（実績）は、原則として、工事の全期間に従事している場合に認めることとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、技術者変更を行った工事の全工期の2分の1を超える期間に従事していれば（※1）、技術者の施工経験として認めることとする。

- (1) 入札参加しようとする工事の入札公告が、2号工事のとき
- (2) 入札参加しようとする工事の入札公告が、1号工事であり、かつ、入札公告11「技術者の経験を確認するための資料」の欄が「必要なし」のとき（※2）

※1 確認のため、資料の提出を求める場合がある。

※2 1号工事の入札公告の記載例

1.1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用して速やかに提出すること。

提出資料		詳細
資 格 要 件 確 認	(1) 経営事項審査の総合 評定値通知書の写し	必要なし
	(2) 施工実績及び配置予 定技術者確認資料	様式第1（原則、添付ファイルはExcel形式で提出すること）
	(3) 会社の実績を確認す るための資料	必要なし
	(4) 技術者の資格を確認 するための資料	「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。
	(5) 技術者の経験を確認 するための資料	必要なし

◎その他注意事項

ア 適用日

令和4年5月1日以降に公告する案件から適用します。

イ 適用対象工事（一部期間のみに従事していた工事を、技術者の施工経験として認める工事）

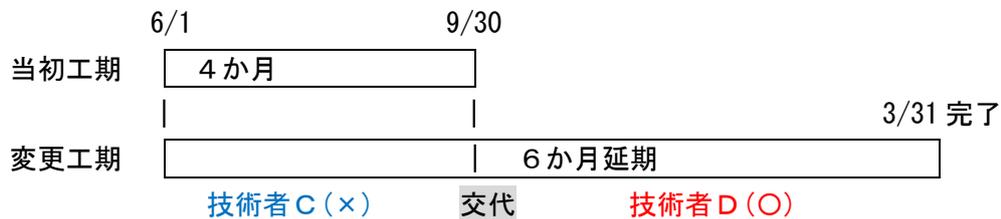
令和4年4月1日から令和6年3月31日までに技術者の途中変更の生じた工事（完了済の工事）が、適用対象工事です。

参考事例：「全工期の2分の1を超える期間」の考え方

【パターン1】（受注者の責によらない理由により工期が延長された場合）



【パターン2】（受注者の責によらない理由により工期が延長された場合）



【パターン3】（工事が概ね完了したと認められた場合）

